

藤沢市教育委員会 5 月定例会会議録

日 時 2022 年（令和 4 年）5 月 20 日（金）
午後 3 時 00 分
場 所 本庁舎 8 階 8-1・8-2 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
 - (1) 議案第 2 号 市議会定例会提出議案（令和 4 年度藤沢市一般会計補正予算）に同意することについて
 - (2) 議案第 3 号 市議会定例会提出議案（工事請負契約の締結）に同意することについて
 - (3) 議案第 4 号 藤沢市藤澤浮世絵館運営委員の委嘱について
 - (4) 議案第 5 号 藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命について
 - (5) 議案第 6 号 藤沢市図書館協議会委員の任命について
 - (6) 議案第 7 号 藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱又は任命について
 - (7) 議案第 8 号 藤沢市立学校適正規模・適正配置実施計画の策定について（諮問）
 - (8) 議案第 9 号 令和 5 年度使用藤沢市教科用図書採択方針について
 - (9) 議案第 10 号 藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命について
 - (10) 議案第 11 号 令和 5 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）
- 5 その他
 - (1) 令和 3 年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果について
 - (2) 第 12 回学習意識調査の報告について
- 6 閉 会

出席委員

- 1 番 岩 本 將 宏
- 2 番 木 原 明 子
- 3 番 市 村 杏 奈
- 4 番 飯 盛 義 徳
- 5 番 種 田 多 化 子

出席事務局職員

教育部長	峯 浩 太 郎	生涯学習部長	板 垣 朋 彦
教育部参事	近 尚 昭	教育部参事	伊 藤 雅 浩
生涯学習部参事	横 田 隆 一	教育指導課長	坪 谷 麻 貴
学校給食課長	神 谷 忠 良	学校施設課長	鳥 生 学
郷土歴史課長	菊 地 誠	スポーツ推進課長	高 田 美 彦
総合市民図書館長	市 川 雅 之	教育文化センター長	作 道 実
教育総務課主幹	浅 野 智 一	教育総務課主幹	藤 田 健 司
学務保健課主幹	柏 崎 浩 通	生涯学習総務課主幹	峯 千 鶴
生涯学習総務課主幹	田 高 敏 也	教育総務課課長補佐	安 西 美 知 代
学校給食課課長補佐	田 中 弘 光	学校施設課課長補佐	木 下 尊 人
教育指導課指導主事	植 松 梢	教育指導課指導主事	織 田 宗 之
教育指導課指導主事	中 村 田	教育文化センター指導主事	宮 本 一 也
生涯学習総務課課長補佐	山之内 朋 子		
書 記	石 田 芳 輝		

岩本教育長

ただいまから藤沢市教育委員会5月定例会を開会いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、会議時間の短縮についてご協力いただきたく、説明を簡潔にさせていただくなどのご配慮をお願いいたします。また、ご発言の際は、マスク着用・着座のまま行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、3番・市村委員、4番・飯盛委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、3番・市村委員、4番・飯盛委員にお願いいたします

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおりに了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長

それでは、このとおりに了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

議事に入ります前に、事務局から発言を求められておりますので、これを許します。

鳥生学校施設課長

前回の本定例会において、委員からいただきましたご質問について回答の一部を保留させていただいておりますので、お答えさせていただきます。ご質問の内容につきましては、「長後小学校及び高谷小学校のトイレ改修工事」並びに「白浜養護学校の空調設備更新及び新設工事」の詳細についてお尋ねになられたものでございました。

最初に、長後小学校及び高谷小学校のトイレ改修工事の詳細ですが、こちらは両小学校に共通する事項として8点ございます。まず1点目は、古くなった便器の更新でございます。こちらは節水機能の付設と、すべての和式トイレの洋式化を含む内容としております。なお、トイレの洋式化については、事前に施工内容について学校に要望を聞く中で、もし要望がございましたら、一部、和式トイレを残す場合もございます。

2点目は、車椅子に対応した個室への改造でございます。こちらは引き戸の設置とスペースの拡張を行ってまいります。男女それぞれのトイレ1室ごとに1個室を設けるものですがけれども、長後小学校の1階につきまし

ては「みんなのトイレ」を1カ所設置する計画としております。

3点目は、小便器への手すりの設置でございます。こちらは小便器のあるトイレごとに1つ設置することとしております。

4点目は、給排水設備の更新でございます。こちらは流し台や配管類などを更新するものです。

5点目は、照明器具の更新でございます。こちらはLED器具への交換や人感センサーによる点灯・消灯機能の付設を含むものです。

6点目は、換気設備の更新でございます。

7点目は、天井、内壁、床の内装材の更新でございます。

8点目は、トイレの個室と個室の間を仕切る間仕切り材の更新でございます。

次に、工事を施工する場所及び箇所数でございますけれども、長後小学校につきましては、児童が利用する全6カ所のうち3カ所でございます。残りの3カ所は既に改修済みです。高谷小学校につきましては、児童が利用する全8カ所のうち4カ所でございます。残りの4カ所は既に改修済みでございます。

続きまして、白浜養護学校の空調設備の更新及び新設工事の内容でございます。更新工事につきましては、既設の教室及び教員執務室などに設置されております老朽化した室内機及び室外機を更新するものです。なお、プール、トイレ、倉庫、機械室、焼窯庫、エレベータ室につきましては、対象外とする計画としております。空調設備の更新スパンにつきましては、設置後20年をめどに行っております。

次に、新設工事につきましては、生徒数の増に伴い、転用した教室が1室ございますので、そちらに空調設備を新規設置するものです。以上でございます。よろしく願いいたします。

岩本教育長

事務局の説明が終わりました。このことにつきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

種田委員

小学校のトイレ改修は、障がいがある児童についても利用しやすい内容になっていると思います。詳しい説明をいただき、ありがとうございます。

岩本教育長

ほかにありませんか。

ないようですので、この件はよろしいでしょうか。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

それでは、議事に入ります。

議案第2号「市議会定例会提出議案（令和4年度藤沢市一般会計補正予算）に同意することについて」及び議案第3号「市議会定例会提

出議案(工事請負契約の締結)に同意することについて)、これらは藤沢市議会定例会への提出案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、非公開での審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第2号及び第3号は後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 それでは、議案第4号「藤沢市藤澤浮世絵館運営委員の委嘱について」を上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

菊地郷土歴史課長 議案第4号「藤沢市藤澤浮世絵館運営委員の委嘱について」、ご説明いたします。(議案書12ページ参照)

今回、この議案を提出いたしましたのは、現在、委嘱しております藤沢市藤澤浮世絵館運営委員の任期が、6月15日をもって満了となることに伴い、藤沢市藤澤浮世絵館条例第8条の規定に基づき、新たな委員の委嘱を行うためです。委員候補者につきましては、藤沢市藤澤浮世絵館条例第8条に基づき5人で、選出区分につきましては、学識経験者から3人、地元関係市民から1人、学校関係者から1人選出しており、任期は議案書に記載のとおりでございます。以上で、議案第4号の説明を終わります。

岩本教育長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第4号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第4号「藤沢市藤澤浮世絵館運営委員の委嘱について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、議案第5号「藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命について」を上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

高田スポーツ推進課長 議案第5号「藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命について」、ご説明いたします。(議案書14ページ参照)

今回、この議案を提出いたしましたのは、藤沢市スポーツ推進審議会委員のうち2名に欠員が生じており、藤沢市スポーツ推進審議会条例第2条及び第3条並びに第4の規定に基づき、補欠の委員を任命するためです。委員の候補者につきましては、藤沢市地区社会体育振興

協議会連合会と藤沢市立小学校長会から推薦された委員で、任期につきましても、議案書に記載のとおりです。以上で、議案第5号の説明を終わります。

岩本教育長

生涯学習部の説明が終わりました。議案第5号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第5号「藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

続きまして、議案第6号「藤沢市図書館協議会委員の任命について」を上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

市川総合市民図書館長 議案第6号「藤沢市図書館協議会委員の任命について」、ご説明いたします。(議案書16ページ参照)

今回、この議案を提出したのは、学校教育関係者として推薦を受けている委員について、2022年(令和4年)4月1日の人事異動に伴い、退任となったことから新たな委員の任命を行うものです。藤沢市図書館協議会は、図書館法第14条の規定に基づき設置され、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館方針につき、館長に対して意見を述べる機関となっております。委員の人数につきましては、藤沢市図書館に関する条例第5条の規定により7名、委員の任期は2年となっております。委員の選出区分は、学校教育関係者1名、社会教育関係者2名、家庭教育の向上に資する活動を行う者1名、学識経験のある者3名となっており、今回、退任された委員につきましては、学校教育関係者であることから新たな委員につきましても、学校教育関係者を任命するものです。なお、任期は議案書に記載のとおりです。以上で、議案第6号の説明を終わります。

岩本教育長

生涯学習部の説明が終わりました。議案第6号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第6号「藤沢市図書館協議会委員の任命について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、議案第7号「藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱又は任命について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

伊藤教育部参事 議案第7号「藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱又は任命について」、ご説明いたします。(議案書18ページ参照)

この議案を提出いたしましたのは、藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱に基づき、委員の委嘱又は任命する必要によるものです。検討委員会につきましては、同要綱第3条の規定により10人の委員で組織されており、うち変更のあった3人の委員につきまして、委嘱又は任命するものです。氏名等につきましては、記載のとおりです。また、委員の任期は、同要綱第4条の規定により委嘱又は任命の日から実施計画策定の日までとしております。以上で、議案第7号の説明を終わります。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。議案第7号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第7号「藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱又は任命について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、議案第8号「藤沢市立学校適正規模・適正配置実施計画の策定について(諮問)」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

伊藤教育部参事 議案第8号「藤沢市立学校適正規模・適正配置実施計画の策定について(諮問)」、ご説明いたします。(議案書20ページ参照)

この議案を提出いたしましたのは、藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、藤沢市立学校の教育環境を整備し、充実した学校教育の推進を図るため、学校施設の適正規模・適正配置の具体的な施策となる実施計画を策定するに当たり諮問する必要によるものです。

それでは、諮問文を読み上げて説明に代えさせていただきます。

「藤沢市立学校適正規模・適正配置実施計画の策定について(諮問)」

本市における2040年までの児童生徒数の全体推計では、児童においては令和3年度

と比較して約 15%、生徒数については約 19%減少する見込みです。一方で、過大規模が解消されない学校があるなど、地区ごとに格差が生じています。また、学校施設においては、築後 40 年以上経過した校舎棟を保有する学校が 40 校あり、中でも築後 50 年以上の学校は 21 校で、老朽化が著しい状況となっています。

こうしたことから、これからの時代に求められる教育内容を勘案しつつ、児童生徒数の減少や学校施設の老朽化対策などの視点を踏まえ、学校規模の適正化への対応を図り、子どもたちの教育環境の改善に取り組んでいく上での基本的な考え方となる「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」を、教育長からの諮問に対し貴検討委員会から受けた答申に基づき、2022 年(令和 4 年)3 月に策定したところです。

この基本方針に沿って、藤沢市立学校の適正規模・適正配置の実現に向けた通学区域の見直しや学校の統合など、具体的な手法や学校名を明記した、これからの藤沢市立小中学校の学校施設の適正規模・適正配置についての実施計画を策定したいので、「藤沢市市政運営の総合指針 2024」、「第 3 期藤沢市教育振興基本計画」等との整合性を図りながら、貴検討委員会におきまして協議を行い、その内容を答申して下さるよう、ここに諮問します。」

以上で、議案第 8 号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。議案第 8 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 8 号「藤沢市立学校適正規模・適正配置実施計画の策定について(諮問)」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、議案第 9 号「令和 5 年度使用藤沢市教科用図書採択方針について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

坪谷教育指導課長 議案第 9 号「令和 5 年度使用藤沢市教科用図書採択方針について」、ご説明いたします。(議案書 23 ページ参照)

この議案を提出したのは、令和 5 年度に使用する藤沢市教科用図書の採択を円滑に進めるため、採択方針を定める必要によるものです。

前文で、文部科学省通知及び神奈川県教育委員会通知を踏まえて定める旨を述べ、1 基本的な考え方 (1) 国、県、市の資料等を踏まえて採択する。(2) 公正かつ適正を期し採択する。(3) 学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

2 採択する教科用図書 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措

置に関する法律第 14 条及び同施行令第 15 条」に基づき、(1) 小学校用教科用図書については、令和元年度採択と同一のもの、(2) 中学校用教科用図書につきましては、令和 2 年度採択と同一のものを採択いたします。(3) 特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書については、「教科書目録」に登載されているもの又は「附則第 9 条図書」いわゆる一般図書のうちから採択いたします。学校教育法附則第 9 条には、特別支援学校や特別支援学級では教科用図書以外の図書を使用することができる旨の規定があり、一般の図書を教科用図書として使用することができるということになっております。

採択までの経過につきましては、25 ページの 3 に記載しているとおります。以上で、議案第 9 号の説明を終わります。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。議案第 9 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

種田委員 特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用の教科用図書について、「附則第 9 条図書」いわゆる一般図書の中から選ぶことができるという説明がありました。一人ひとりに合ったわかりやすい教科書ということになるとは思います、そのレベルはいろいろあると思うので、何種類を採択する予定なのか、お尋ねします。

中村教育指導課指導主事 種類ですけれども、国語、算数等すべての教科において、何種類かといったところのバラツキはありますが、各学校からの調査によって必要な教科書として上がってきたものを採択しているところですので。今までも採択したものは引き続き採択していただき、今までも採択されていない新規のものについて、あわせて検討していただくというような形になっております。

種田委員 わかりました。

岩本教育長 ほかにありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 9 号「令和 5 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、議案第 10 号「藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

坪谷教育指導課長 議案第 10 号「藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は

任命について」をご説明いたします。(議案書 26 ページ参照)

この議案を提出したのは、藤沢市教科用図書採択審議委員会委員が 2022 年(令和 4 年) 5 月 31 日をもって任期満了となるため、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則第 2 条の規定により、新たに委員を委嘱又は任命する必要によるものです。審議委員会委員については、採択審議委員会規則第 2 条の規定に基づき、今回は 8 名で構成し、氏名等は一覧表に記載のとおりです。以上で、議案第 10 号の説明を終わります。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。議案第 10 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

市村委員 私の認識では、通例、保護者に関しては 3 名委嘱されていることが多かったと思いますが、今回、保護者が 1 名という理由を教えてください。

植松教育指導課指導主事 保護者委員の人数についてですが、一昨年とその前の年の小学校用、中学校用教科用図書の採択の際には保護者委員には 2 名、3 名とお願いしていたかと思いますが、今回、特別支援学校や特別支援学級の採択ということで、保護者委員は 1 名とさせていただいております。

市村委員 今回のような場合、以前も 1 名だったということですか。

植松教育指導課指導主事 これまでもそのようにさせていただいております。

市村委員 比率で考えると、学校の先生方は「学校教育」を担っているのが多いというのはあると思うのですが、家庭教育は保護者が担っている部分なので、意見をもう少し採用できるような形になっているのではないかと思います。これは意見です。

岩本教育長 ほかにありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 10 号「藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、議案第 11 号「令和 5 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について(諮問)」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

坪谷教育指導課長 議案第 11 号「令和 5 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について(諮問)」、ご説明いたします。(議案書 28 ページ参照)

この議案を提出いたしましたのは、藤沢市教科用図書採択審議委員

会規則第5条の規定に基づき諮問する必要によるものです。

それでは、諮問文を読み、説明に代えさせていただきます。

「令和5年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）」

藤沢市教育委員会は2022年（令和4年）5月20日の教育委員会会議において「令和5年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」を定めました。

教科用図書の採択にあたっては、国、県等の資料を踏まえて公正かつ適正を期し、学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択することが求められています。

そこで、貴審議委員会においては、「令和5年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」及び神奈川県教育委員会通知に示されている「令和5年度特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」に基づき審議を行い、その内容を答申して下さるよう、ここに諮問します。」

以上で、議案第11号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

岩本教育長

事務局の説明が終わりました。議案第11号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、議案第11号「令和5年度使用藤沢市教科用図書に関する審議（諮問）」については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

それでは、その他に入ります。

(1) 令和3年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果について、事務局の説明を求めます。

坪谷教育指導課長

令和3年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果について、ご報告いたします。（資料30ページ参照）

1 調査の概要

(1) 調査目的 本調査を実施することにより、教職員の体罰に対する認識を深め、体罰の根絶につなげるために実施をしたものです。

(2) 調査主体、(3) 実施主体は記載のとおりです。

(4) 調査内容 調査は、ア 教職員向け調査とイ 児童生徒及び保護者向け調査の2種類を行いました。調査対象期間、調査対象、調査方法については記載のとおりです。参考に、児童生徒及び保護者向け調査の説明資料や調査用紙を35ページ以降に資料1, 2に添付し

ておりますので、後ほどご覧ください。

(5) 回答数ですが、参考に、令和2年度の回答数も併記しております。ア 教職員向け調査については、自己申告によるもので、小学校4件、中学校3件、合計7件が報告されました。イ 児童生徒及び保護者向け調査については、小学校89件、中学校25件、合計114件の回答が届きましたが、そのうち事案の記載があったものが小学校10件、中学校3件、合計13件でした。

(6) 令和3年度児童生徒及び保護者向け調査における再調査を依頼した数では、小学校8件、中学校2件、合計10件の再調査を学校長に依頼しました。

(7) 再調査の依頼に含まれない案件として、事実が特定できないもの、学校の運営に関するものや体罰以外の学校への訴え、また、調査期間以前のものです。

(8) 再調査方法では、記載の内容に基づいて学校長が該当教諭等に対して聞き取りを行い、事実の確認をいたしました。また、連絡先の記載がある保護者に対しては、市教育委員会により聞き取りを行いました。

(9) 体罰に関する考え方は、記載のとおりです。

2 再調査結果については、再調査の結果、県教育委員会に体罰として報告する事案はありませんでしたが、教師の指導として不適切であると考えられる事案がありました。なお、文部科学省の体罰の定義については、36ページに添付しておりますので、後ほどご確認ください。

(1) 教職員向け調査についての再調査後の対応に関しては、児童の行動を抑えるために体を押さえつけ、威圧的な指導を行った事案など、教育指導課による指導が必要であると判断して、市教育委員会による指導を行ったものが小学校で4件ありました。校長による継続的な指導を行ったものが中学校で3件ありました。これは威圧的な指導や暴言等不適切な指導の事案でございます。

(2) 児童生徒及び保護者向け調査についての再調査後の対応に関しては、市教育委員会による指導を行ったものが小学校2件あり、先ほどの教職員調査の該当教員と重複している件です。校長による継続的な指導は、小学校5件、中学校3件ありました。不適切な指導につながる可能性がある事案として、校長による注意を行ったものが小学校1小学校1件ございました。

(3) 保護者からの主な意見に関しては記載のとおりです。

4 考察です。今回の調査では教職員向け調査と児童生徒及び保護者向け調査の再調査依頼数が、小・中学校ともに減少しました。しかしながら、保護者からの意見にあるような体罰には至らないものの依然として児童生徒を傷つける言動や威圧的な指導など、不適切な指導が認められ、課題と捉えております。児童生徒の誤った行動に対して、毅然と指導することは大切なことですが、日ごろから児童生徒と信頼関係を構築し、一人ひとりの特性や置かれた状況等に対して細やかに目を配るとともに、人格を尊重するという意識を持って子どもたちと向き合うことが重要となります。今後も体罰や不適切指導等の根絶に向けた教職員の意識改革及び指導方法に視点をあてた研修等、継続的な取組が必要と考えます。なお、今回、初の電子化による調査となりましたが、事案の記載が無記入のものが小・中学校合わせて101通ございました。これまでの紙媒体と同じ質問内容でしたが、初の調査形態に対するわかりにくさや、記述形式の回答に対する答えづらさも予想されます。今年度実施に向け、改善に努めてまいります。

最後に、5 今後の取組ですが、「藤沢市教職員人材育成基本方針」に基づき、各種の研修や各学校におけるOJTを通じ、教育現場から体罰や不適切な指導を一掃し、ゼロにしていくという教職員一人ひとりの意識改革や人権感覚を磨く実践的な取り組みを具体的に推進していく必要があります。そこで体罰を認めない学校の環境づくりとともに、教職員の指導力を向上させる教育委員会による研修の充実を図ってまいります。

以上で、令和3年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果についての報告を終わります。

岩本教育長

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

飯盛委員

31ページの回答数に関して、教職員向け調査は令和2年度で合計17件、令和3年度で7件。児童生徒及び保護者向けの調査では、令和2年度で41件、令和3年度が114件とありますが、教職員向け調査と児童生徒及び保護者向け調査の傾向が年度によって真逆になっているという点と、かなり令和3年度は、児童生徒及び保護者向け調査は増えているけれども、教職員向けは大幅に減っている。こういった年度ごとの違いは、説明のあった電子化による影響なのか、それともほかにも要因があるのか、どのようにお考えですか。

坪谷教育指導課長

まず、教職員向け調査に関しては令和2年度も令和3年度も紙媒体で行っておりまして、調査方法は全く同じですが、先ほどの説明で

もいたしましたように、「体罰」というふうに県の教育委員会に報告する事案はございませんでしたが、教職員が子どもの体を押さえつけるというような、体罰にもつながるような不適切な指導を行ったというような自覚があつて、このような回答をしたものになります。そのあたりもとらえの違いで、実際、今年は大幅に減ったということに直結することではないのかもしれないのですが、そのときの自己申告になりますので、体罰に当たるものではないけれども、不適切だったということで、回答したという意識の要因の数がこうだったというようにとらえております。また、児童生徒及び保護者向け調査に関しては、こちらは明らかに回答方法の変更ということで、電子を使って、わりと送信することが気軽にできるような形にしたことから、このような数になったと分析しております。学校名や学年を記載して、そのあとに具体的な記述について書いていただくような形式になっているのですが、学校名と学年だけ記載して、何か事案があったのか、ないのかという何も記入がないというのが大多数ございましたので、それ以上の分析がなかなか難しいのですが、先ほど「考察」に示しましたような課題も考えられますので、来年につきましては、回答方法等も工夫してまいりたいと考えております。

飯盛委員

多分おっしゃったとおりのことが現場では行われているかと予想はつきますが、もしかしたら何かのサインかもしれないので、そのあたりは丁寧に分析していただいて、児童生徒に対するアプローチももときめ細かくやっていただければと思います。

市村委員

幾つか意見をさせていただきたいと思います。調査方法について、Web上で回答できるようになったということで、事案が記載されているかどうかは、改善点はあるようなので、それは別としても、報告数が増えたこと自体は良いことだと思います。ただ、調査方法を見ると、Web上で回答ができない方の場合は、学校等に設置された調査用紙を取りに行つて記入して郵送するという方法になるのかなと認識しました。設置場所が説明の資料を見ると、「職員室前」とあります。この体罰の報告をしたいと考えている方が、先生方がいつ出入りするかわからない職員室前に設置されていて、果たして取りやすいかという、ちょっと手に取りにくいのかなと思いました。

それからこの調査の受付期間が資料1を見ると、1月26日から2月4日までとなっていて、これは非常に短いのではないかと思います。コロナに感染するリスクのある今の状況だと、報告できるようになったときにはもう受付期間が終わっていたというようなことにな

りそうな気がしています。その後も教育委員会に連絡をするようには記載がありますが、それは一段、ハードルが上がってしまうのではないかと思うので、期間についてはもう少し長めにとっていただけたらいいかなと思いました。

最後に、こういった数値的な報告もまとめてされていて、考察もしっかりされていて、ありがたいと思っています。こういった情報と同じぐらい知る必要があると思っているのが、これらの事案があって、その指導後どうなったのかは誰でも知りたいところではないかと思っています。例えば令和2年度の部分で上がった事案及び対象者が令和3年度でも上がっているのか、それとも全く新規の事案なのかというのは、一見した感じではわかりません。各項目から見える市の教育委員会による対応を実施して、その後どうなったのかというところを結果の報告とか、「考察」に含めてもらえるとありがたいと思いました。

木原委員

大変細やかにまとめた「考察」を読ませていただきましたが、「考察」の上から3行目に「体罰に至らないものの、依然として児童生徒を傷つける言動や威圧的な指導等、不適切な指導が認められます。」とありますが、指導した教師と生徒との間に信頼関係があって、初めてそれが心に届く指導になるということで、こういったことを行うために教職員の方の意識改革をする必要があると、こういったところが生かされていくことが大事ではないかと思いました。

種田委員

私も令和3年度の数にびっくりしたというか、どういうことなのかとかと思いました。今の説明や「考察」にもありましたが、何も書いてないということですが、学校名と名前は記載されているということなので、書けなかったということがあるかもしれないと思います。学校名と名前の記載があった方に、後でもいいので、スクールカウンセラーの方からお話していただけると何か見つかるのかなという気もします。そのまま放置しないで対応していただけたら嬉しいです。お忙しいと思いますが、よろしく願いいたします。

岩本教育長

ほかにありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

÷÷÷

岩本教育長

続きまして、「第12回学習意識調査の報告」について、事務局の説明を求めます。

坪谷教育指導課長

「第12回学習意識調査の報告」について、ご報告いたします。

(資料38ページ参照)

本調査は、教育文化センターにおいて1965年（昭和40年）以降、5年ごとに繰り返し、ほぼ同一内容の質問を用いて市内の中学校3年生を対象に実施されるものです。今回の調査は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたために、実施予定を1年延ばし、昨年の実施となりました。調査を実施することで、これまでの変化を長期的な視野で分析するとともに、新設項目を加えることで見えてくる新たな課題も含め、分析した結果を報告するものです。

1 調査のねらい 本調査は、その時々における生徒の学習意識だけでなく、時代の流れや動きを合わせて読み取り、これからの教育の方向性を見定める上で重要な基礎資料を得るとともに、その成果を学校教育の計画・立案のための基礎資料として、学校現場や教育関係機関等に広く提示していくものです。

2 調査対象 本調査は、藤沢市立中学校3年生全員を対象として実施いたしました。

3 調査の実施期間は、記載のとおりです。

4 調査項目 第1回調査から継続して行ってきた調査項目及び前回までの追加調査項目を合わせた13項目として、今年度新たに設定したSNSの利用など新設項目2項目となります。

5 特徴的な結果については、6つ挙げさせていただきました。これらについては、報告書の抜粋を基にご説明いたします。（別冊資料8ページ以降参照）

1つ目の特徴は、継続調査項目について、「全体的に望ましい選択肢を選ぶ生徒が増えている傾向にある」という特徴が見られました。

9ページの「学校の勉強の理解度」に関するグラフで、「黒色はよくわかる。白色はどちらかというところ。」を選択した生徒の割合を示しております。この2つの望ましい選択肢を選んだ生徒が増加傾向にあるのがわかります。同じような傾向は10ページの「学校の勉強についていく自信」、また、11ページの「意欲」や12ページの「集中度」に関する項目においても、同様の傾向を示しております。

次に、2つ目の特徴は、32ページの「勉強に関する悩み事の相談相手」の回答を項目ごと、時系列で示したグラフとなります。複数回答が可能な設問になります。「父」と「母」に着目すると、共に前回より急増していることがわかります。これはコロナ禍においてリモートワークなど保護者が家庭にいることが多く、話す機会が増えたことも原因の1つと考えることができます。

3つ目の特徴として、37ページの「学校の中で一番大切に思うもの」

に関するグラフです。白色の「友達づきあい」と回答した生徒の割合は、前回（2015年）は、それまでと比べ減少を示していましたが、今回の調査では前回より4ポイント増加しております。一方、部活動は4.3ポイントの減少となっており、コロナ禍において部活動の制限があったことが、「友達づきあい」の回答の割合にも影響を与えたものというふうに見ることができます。また、「勉強」と回答した割合は、前回は大きく増加しましたが、今回は微少となっております。この「勉強」「友達づきあい」の回答につきましては、前回、大幅に変動があったという結果からSNSの急速な普及が要因ではないかと考え、今回のSNSに関する質問項目を新設しております。

次に、4つ目の特徴として、46～47ページの「期待する授業に関する回答結果」です。特に③の「自分たちで課題を見つけ、考えたり、調べたりする授業」と⑥の「将来役立つ知識や技術を身につけられる授業」の回答は、調査するごとに増加傾向にあります。また、④の「自分の興味や関心のあることを学べる授業」への期待値は、今回大きく増加している傾向にあります。昨年からの新学習指導要領が全面実施され、昨今、学校では主体的、対話的で深い学びのための授業改善が求められている結果のあらわれとも見て取れます。

5つ目の特徴として、56ページの「学習意欲の促進傾向」を問うAからFの6項目と、「抑制傾向」を問うのGとHの2項目の結果を過去2回の調査と時系列で比較したグラフとなります。グラフを見ると、Dの「責任感」やGの「失敗回避」などが特に今回の調査で当てはまると回答した生徒の割合が高くなっております。57ページの下には、実際の質問文を掲載してありますので、ご参照ください。

これらの結果から与えられた課題や学習に関するアドバイスに対して、しっかりと取り組んだり、自主的に学習したりする様子が感じられる反面、失敗や間違いを恐れ、積極的に発言できない生徒の姿も想像ができます。

68ページの6つ目の特徴として、新設項目からSNSの利用について挙げております。スマートフォンやパソコンなどによるSNSの平日の利用時間と、3番目に挙げた「学校の中で一番大切に思うもの」をクロス集計した結果です。黒色の「勉強」を一番大切に思うこととして回答した生徒の割合は、SNSの利用時間に伴って減少傾向にあることがわかります。その反面、「友達づきあい」の割合は、SNSの利用時間が増えるに伴い増加傾向にあります。SNSの利用につきましては、時間を問わず多様で、例えば勉強中、コミュニケーションアプリで

友達とやり取りをしたり、動画を流していたりすることも考えられますが、今回の調査ではそこまで迫ることはできませんでした。今後、そのような様子がわかる調査が必要と考えております。今回は、学校が新型コロナウイルス感染症の対応等の時期との調査ということで、それがどのように影響しているのかを分析するためにも、さらに継続して調査を実施していくことが必要だと考えております。また、SNSや友達という言葉の解釈なども多岐にわたっていることから、分析を重ねていきたいと考えております。

最後に、最初の資料に戻っていただいて、6 今後の予定です。本日の5月教育委員会定例会にて報告をさせていただいた後、関係機関に送付するとともに、教育文化センターホームページに資料を掲載する予定です。また、8月23日に本センター主催の教育文化講演会におきまして、今回の調査結果を基にしたシンポジウムを開催する予定です。シンポジウムには進行役に講師の先生をお迎えし、大学教授、小中学校校長の代表、保護者代表の方に登壇していただく予定でございます。以上で、「第12回学習意識調査の報告」を終わります。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

市村委員 意見になりますが、資料の46ページの「期待する授業」の中で、「自分の興味や関心のあることを学べる授業」、「将来役立つ知識や技術を身につけられる授業」、「学校の外で見学・体験できる授業」の期待値が上がっているのは、「学びを人生や社会に生かすこと」、「未知の状況にも対応できること」、「生きて働くための知識や技術を習得すること」といった学習指導要領の方針に即した教育をしていることの成果があらわれているのかなと思いました。また、それらの学びをアクティブラーニングで実践していることで、自分たちで課題を見つけ、考えたり、調べたりする授業の期待値も上がっているのではないかと思います。これら選択肢にある授業は、どれか1つでなければならないというのではなくて、組み合わせた授業にすることが可能だと思いますので、今後も子どもたちの期待に応えられるような授業をしていただきたいと思えます。

木原委員 68ページの「SNS利用とのクロス集計」というところは、とても興味深く見させていただいたのですが、中身がはっきりわからない部分もあるだけに、一概に言えないところもあると思うのですが、この中身が手に取るようにわかってくると、何か生かせるのではないかと思います。

飯盛委員 市村委員がおっしゃったように、特徴的な結果について、「学習の理解度」、「学習への自信、意欲」、こういったことが年々、いい方に行っているのではないかということでしたが、それはどういった要因があるとお考えですか。

宮本教育文化センター指導主事 先ほど市村委員からお話があったように、学習指導要領の改訂等がありまして、学習指導要領の変化に伴ったもの、また、主体的、多様的で深い学びについて、生徒の方にも意識が高まっているということが言えるかと思います。令和3年度の「全国学力学習状況調査」におきましても、藤沢市の生徒の回答が主体的、多様的で深い学びについて、良い傾向にあると示していたということもありまして、そこと合致するような結果になっているかなと感じております。

種田委員 5年ごとの中学3年生の調査ということですが、受験があったりする中、大変だと思いますが、継続して行うことによって、子どもたちの姿が時代ごとに変わっていくのが見て取れて、今後の学校での指導に役立つのではないかと思います。今後とも継続して対応していただけたらと思います。

岩本教育長 ほかにありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

×××

岩本教育長 以上で、本日、予定いたしました公開で審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で報告事項のある方はいらっしゃいますか。(なし)

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。6月10日(金)午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は本庁舎8階 8-1・8-2会議室において開催予定ということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、次回の定例会は6月10日(金)午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は本庁舎8階 8-1・8-2会議室において開催予定といたします。

以上で、本日の公開での審議の日程はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

午後4時05分